

# 赤坂浄化槽組合費改定について

令和4年3月  
赤坂浄化槽組合

赤坂集中浄化槽をご利用の皆様へお知らせ致します。

主にご利用いただいている3、4、5組の皆様の集中浄化槽（単独処理浄化槽）も、建設されてから50年以上を経過し、今後設備の劣化に伴う補修工事など、解決しなければならない問題が発生することが予測されます。

先般、沼津市下水道部に確認したところ、向こう10年間、当赤坂地区への下水道工事計画はないとの事で、当面期待できないようです。

従って、今後も継続して集中浄化槽を使用していかなければならない状況であります。設備の老朽化に伴う補修工事など、維持管理にかかる費用の準備をしていかなければなりません。

そのため、令和4年4月1日より組合費を一部改定させていただきたいと考えます。

**<組合費 300円/月 を 400円/月 に改定>**

集中浄化槽ご利用の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

組合長 小早川 輝正  
3組組長 加藤 薫

# 赤坂浄化槽管理規約

令和 4 年 3 月  
赤坂浄化槽組合

## 【1】赤坂浄化槽組合員の構成

赤坂自治会 3 組～5 組の会員で集中浄化槽を使用している会員によって構成する。

## 【2】組合の役員

3 組～5 組の衛生部員は浄化槽の委員を兼務する。委員の中から組の順番で組合長を選出する。組合長は会計を兼務する。委員はこれを補佐する。

## 【3】浄化槽組合の運営費

組合員の拠出金によって運営する。運営費は 1 人当たり 400 円/月 とする。

補足 ①大人、子供（幼児含む）を問わず一律とする。

②入会日が月の 15 日以前の場合は徴収する。退会日が月の 16 日以降の場合も徴収する。

③入居後、1 か月以上不在の場合は、組長に届け出ると徴収を免除することができる。

## 【4】組合費の徴収と納入

3 組～5 組の組長は組合員から組合費を徴収し、翌月の 5 日までに組合会計に納入する。但し 2 月は会計処理の都合で 2、3 月分を一緒に納入するものとする。

## 【5】会計監査

年度末の会計監査は前年度の組合長がこれにあたる。

## 【6】浄化槽の管理業務

①昭和 56 年 5 月 1 日締結の「浄化槽保守点検契約書」に基づき、東海プラント（株）（TEL：055-951-5240）に管理を委託する。

②組合長は東海プラント（株）の「し尿浄化槽維持管理報告書」をもとに保守点検結果を確認する。

③浄化槽専用水道のハンドルは、組合長と東海プラント（株）がそれぞれ保管する。

④委員は、浄化槽周囲の清掃（草刈り他）を行い、環境整備を行う。

## 【7】この規約は昭和 51 年 12 月 1 日より実施する。

昭和 56 年 5 月 1 日 一部改定

昭和 60 年 6 月 1 日 一部改定

平成 15 年 3 月 31 日 一部改定

令和 4 年 4 月 1 日 一部改定（運営費 300 円/月を 400 円/月に改定）

## 【8】付則事項 生ゴミ集荷後の掃除用水費用は廃止します。平成 15 年 3 月 31 日改定。